

## 岡山大学附属図書館寄贈資料受入基準

平成 16 年 4 月 1 日  
館 長 裁 定

改正 平成 22 年 5 月 27 日

改正 令和 6 年 1 月 10 日

### (目的)

第 1 条 この基準は、岡山大学附属図書館資料管理取扱要項第 4 条第 3 項に基づき、岡山大学附属図書館（以下「図書館」という。）に寄贈される資料（以下「寄贈資料」という。）の受け入れについて必要な事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。

### (受入資料の範囲)

第 2 条 図書館が受け入れる寄贈資料の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学術的資料価値が高く、本学の教育、研究にとって有意義と認められるもの
- 二 本学の教員等の著作物
- 三 郷土資料および地域出版物
- 四 本学の歴史に関わるもの
- 五 その他、館長が必要と認めたもの

2 ただし、次の各号に該当する資料は原則として受け入れない。

- 一 同一資料を既に所蔵しており、さらに複本の必要がないもの
- 二 利用および管理に関し、制限が付されているもの
- 三 広告や宣伝等を主な目的とするもの
- 四 汚損又は破損している資料で、補修に要する費用が資料的価値を超えるもの
- 五 電子ジャーナル、データベース及び電子書籍等によって将来にわたって閲覧可能であるもの、または閲覧可能になる見込みのもの
- 六 継続的な寄贈が見込めない逐次刊行物
- 七 その他、館長が適当でないと判断したもの

### (資料の価額)

第 3 条 図書として受け入れた寄贈資料の価額は、次の各号による。

- 一 価額表示のあるものはその価額、価額表示のないものは類似資料の価額から推定する。
- 二 価額の推定の困難なものは備忘価格（1 円）とする

### (配置場所)

第 4 条 受け入れた寄贈資料は、他の資料と同様に取り扱い、別置はしない。

### (廃棄)

第 5 条 第 2 条第 2 項により受け入れないこととした寄贈資料は、廃棄する。

附 則

この基準は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 6 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。